

# イオンタウン宇多津

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月24日

香川県知事 浜田 恵造

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1				
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)イオンタウン宇多津 綾歌郡宇多津町1784番地99				
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>宇多津ビブレ店</td></tr><tr><td>変更後</td><td>(仮称)イオンタウン宇多津</td></tr></table>	変更前	宇多津ビブレ店	変更後	(仮称)イオンタウン宇多津
変更前	宇多津ビブレ店				
変更後	(仮称)イオンタウン宇多津				
変更年月日	平成27年1月22日				
変更理由	店舗名称が変更になったため				

## 2 届出年月日

平成27年2月6日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町まちづくり課
縦覧期間	平成27年2月24日から平成27年6月24日まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年6月24日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ